

## 第20回木津川市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成28年4月27日(水) 午後2時から
- 2 場 所 木津川市役所 全員協議会室
- 3 出席者 (委員)宗田会長、大庭委員、片田委員、安井委員、河口委員、西岡委員、山本和委員、酒井委員、宮嶋委員、村上委員(代理:木寺氏)、長谷川委員(代理:山口氏)、辻村委員、公文代委員、山本貢委員、井上委員、尾崎委員、杉山委員
- (事務局他)田中副市長、若狭部長、西理事、竹谷次長、生抜主幹、淺田係長、兼嶋主事

### 4 議事

- (1)議案第47号 相楽都市計画 用途地域の変更(案)について
- (2)議案第48号 相楽都市計画 高度地区の変更(案)について
- (3)議案第49号 相楽都市計画 特別用途地区の変更(案)について
- (4)議案第50号 相楽都市計画 地区計画の変更(案)について

### 5 報告

相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

### 6 その他

### 7 閉会

○司会 失礼いたします。

定刻より少し早いですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから第20回木津川市都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、進行役を務めさせていただきます都市計画課の生抜と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、公私ご多忙のところ、木津川市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、開会にあたっての資格審査ですが、本日は1名の委員の方がご欠席ですが、代理出席を含めまして委員の2分の1以上の出席がございますので、木津川市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しております。

次に、人事異動による委員の方の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

3号委員の京都府山城南土木事務所長の村上委員でございますが、本日は代理で木寺技術次長に出席いただいております。

○木寺代理 所長の村上に代わりまして、本日、代理で出席させていただきます木寺でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、同じく3号委員の京都府警察本部木津警察署長の長谷川委員でございますが、本日は代理で山口警務課長に出席いただいております。

○山口代理 長谷川に代わりまして、代理で出席させていただきます山口と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、同じく3号委員の相楽中部消防組合消防本部消防長の辻村委員でございます。

○辻村委員 辻村でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 また、当審議会事務局職員につきましても、4月1日付の人事異動により交代がありましたので、紹介させていただきます。

建設部理事の西でございます。

○事務局(西) 4月から建設部理事として配属になりました西です。よろしくお願いいたします。

○司会 都市計画課の兼嶋でございます。

○事務局(兼嶋) 兼嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、審議会の開催に際しまして、田中副市長がご挨拶申し上げます。

○田中副市長 失礼いたします。副市長の田中でございます。

木津川市都市計画審議会の開催にあたりまして、本来でありましたならば、河井市長が皆様方にご挨拶を申し上げなければならないところでございますが、他の用務のために本

日、出席することができませんので、私のほうから一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、第20回木津川市都市計画審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては公私何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から木津川市のまちづくりの推進に関しまして、格別のご支援とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、木津川市は、今年、市制発足10年目という大きな節目を迎える年となりました。この3月には、長年の懸案でありました新しいクリーンセンターの安全祈願祭が行われ、いよいよ施設の建設工事が始まろうとしているところで、皆様方のご理解とご協力をいただき、まちの課題解決に向けて一つ一つ進んでいるところでございます。

また、近年、人口減少・少子高齢化が大きな問題となる中、地方自治体には、住みよい住環境の確保と活力ある地域の実現が求められております。木津川市では、「住みたい・住み続けたい・住んでよかった」と実感いただけるまちづくりを進め、これからも、スローガンといたしまして「子ども育マチ・きづがわいい」、この「育マチ」の「いく」というのは「育つ」という漢字でございますが、当て字をいたしまして「子ども育マチ・きづがわいい」というスローガンを策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

このような中で、本日、皆様方にご審議いただく案件は、相楽都市計画 用途地域・高度地区・特別用途地区・地区計画の各変更(案)についてでございます。これらは主に、京都府が策定しております「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」の変更に伴うものでございます。この後、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とますますのご活躍をお祈り申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

申し訳ございませんが、田中副市長はこの後、他の公務のため退席させていただきます。ご了承をお願いいたします。

続きまして、この審議会は、一般の方の傍聴が可能となっております。今回、傍聴をご希望の方が6名おられますので、ここでお入りいただきたいと思います。

傍聴者の方にご連絡申し上げます。

審議会の傍聴に際しましては、「木津川市都市計画審議会条例施行規則」第3条第8項の規定を遵守いただきますとともに、録音等はできませんので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。なお、写真撮影につきましては、審議会開会前のみ可能といたしますので、撮影される方はどうぞお撮りください。よろしいでしょうか。

詳細につきましては、資料とともにお配りしております傍聴要領をご覧ください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、相楽都市計画 用途地域・高度地区・特別用途地区・地区計画の各変更(案)について、ご審議をお願いいたします。

では、議題に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。まずは、A4の次第でございます。A4の配席図でございます。委員名簿でございます。ファイルに綴じております今回の議案図書及び報告案件でございます。資料1としまして、A4横カラー刷りの「第20回木津川市都市計画審議会」パワーポイント資料でございます。資料2としまして、「木津川市高度地区一覧表」と「地区計画の計画図(案)」の拡大版でございます。

なお、委員の方におかれましては、事前に資料とともに配席図と委員名簿をお配りさせていただきましたけれども、1名の方から欠席の連絡がございましたので、本日、机上に変更した配席図と委員名簿をお配りしております。こちらに差しかえをお願いいたします。

以上でございますが、お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以後の審議会の進行につきましては、木津川市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、宗田会長に議長をお願いしたいと思います。宗田会長、よろしくお願いいたします。

○宗田会長 委員の皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、傍聴の皆様もご苦勞様でございます。

それでは、木津川市都市計画審議会を開会いたします。

議事に先立ちまして、議事録の署名人の指名を行いたいと思います。「木津川市都市計画審議会条例施行規則」第4条第1項に規定がございまして、議事録作成については、会長、私ですが、と会長が委員の中から1名を指名させていただくことになっております。

今までの方法でまいりますと、別紙にございますが、委員名簿順ということで、今日は尾

崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次第に従って議事を進めてまいります。

本日の議案は、今ご説明がありましたように、「用途地域の変更」「高度地区の変更」「特別用途地区の変更」並びに「地区計画の変更」についての4件でございます。とはこのものの、全て木津中央地区、城山台と最近と呼んでおりますが、に関する変更(案)ですので、議案第47号の「用途地域の変更」から第50号としております「地区計画の変更」についてまで、事務局から一括してご説明いただくことにします。よろしいでしょうか。

では、お願いします。

○事務局(浅田) 失礼いたします。都市計画課の浅田でございます。

それでは、今回の都市計画変更(案)につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

資料につきましては、事前にお配りさせていただいておりましたファイル綴じの図書と、A4横カラー刷りパワーポイントの資料1、木津川市高度地区一覧表と地区計画・計画図の拡大図をつけています資料2となります。パワーポイントの資料1は、ファイル綴じの審議会図書をわかりやすくまとめたものでございまして、これをもとに説明させていただきます。また、前のスクリーンにも同じ内容を映しますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。2ページ目をご覧いただきたいと思っております。まず1番目の「今回の都市計画変更の目的」でございますが、木津中央地区の都市基盤整備の進展を受けまして、計画的かつ有効な都市的土地利用を図るため、京都府において、平成28年1月14日付で「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」が変更されました。この変更に伴いまして、「用途地域」「高度地区」「特別用途地区」「地区計画」の都市計画を変更しようとするものでございます。

次に、2番目の「変更する都市計画(案)の内容」についてでございますが、木津中央地区の6.2haの部分につきまして、用途地域・高度地区・特別用途地区・地区計画の変更を予定しております。

次に、3ページ目をご覧いただけますでしょうか。こちらは、木津川市の全体図となっております。色づけをされているところが市街化区域となっております。今回、都市計画変更を

行う木津中央地区は赤線で囲まれたエリアでございまして、昨年1月に換地処分を行った、全体の面積が245.7haのところがございます。吹き出しで示しているところが今回の変更箇所となっております。

続きまして、これらの都市計画変更の内容につきまして、個別に説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして4ページをお願いいたします。まず、用途地域から説明させていただきます。1番目の「用途地域とは」につきましては、住居・商業・工業などの市街地の大枠として土地利用を定めるものでございまして、12種類の用途がございます。用途地域が指定されますと、それぞれの目的に応じまして、建てられる建物の種類が決められることとなります。地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われることとなります。

2つ目の「今回の変更内容(案)」でございまして、下側の5ページと一体でご覧いただけますでしょうか。5ページが用途地域の新旧の対照図となっております。赤線で丸印をつけております逆向きのL字型の箇所が今回の変更箇所となっております。京都大学農学研究科附属農場の西隣になります。平成28年1月14日付で変更されました「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」の変更と整合をとるため、今までは「第2種住居地域」であったものを「準工業地域」に変更するものでございまして、建ぺい率60%、容積率200%に関しては変更がございません。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。次は、高度地区の説明をさせていただきます。1番目の「高度地区とは」につきましては、用途地域内におきまして市街地の環境を維持し、また土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めるものでございます。木津川市におきましては、「第1種」から「第6種」までの6種類の指定をしております。具体的な内容につきましては、資料2の「木津川市高度地区一覧表」の赤枠で囲ったところをご覧いただきたいと思っております。

2の「今回の変更内容(案)」についてでございますが、次の7ページ目と一体でご覧いただけますでしょうか。用途地域を「第2種住居地域」から「準工業地域」に変更することに伴いまして、高度地区を「第3種高度地区」の最高限度15mから、「第6種高度地区」の最高限度31mに変更するものでございます。

次に、8ページ目をご覧ください。特別用途地区の説明をさせていただきます。1番目の「特別用途地区とは」につきましては、先ほど説明させていただきました用途地域を補完するものでございまして、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定するものでございます。木津川市の特別用途地区につきましては、(1)の「研究開発地区」と(2)の「特定大規模小売店舗制限地区」の他に、「特別工業地区」というものもございまして、合計3種類がございまして、その中で、今回の変更の対象となりますのが研究開発地区と特定大規模小売店舗制限地区でございまして。

「研究開発地区」とは、関西文化学術研究都市にふさわしい研究開発地区の発展とその環境の保護を確保するため、建築物または工作物の建築または築造に関する制限をしているものでございます。また、「特定大規模小売店舗制限地区」につきましては、適切な商業誘導や都市機能の適正立地を図り、秩序あるまちづくりに資するために、特定大規模小売店舗の建築を制限しているものでございます。「特定大規模小売店舗」とは、小売業の店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗であり、かつ劇場でありますとか映画館、店舗その他の用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設のことです。

2の「今回の変更内容(案)」についてでございますが、次の9ページと10ページを一緒にご覧いただきたいと思います。用途地域を「第2種住居地域」から「準工業地域」に変更することに伴いまして、今まで指定のなかった区域に「研究開発地区」と「特定大規模小売店舗制限地区」の2つの特別用途地区を指定するものでございます。

続きまして、11ページ目をお願いいたします。地区計画の説明をさせていただきます。まず、1の「地区計画とは」でございますが、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定めるもので、地区レベルの都市計画でございます。住民等の意見を反映させてもらいまして、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めていくものとなっております。

2つ目の「今回の変更内容(案)」についてでございますが、次の12ページの上のほうをお願いいたします。また、12ページ目の図面の文字が細かくなっておりますので、資料2の2枚目のA3の拡大版をあわせてご覧いただければと思います。「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」の変更と整合をとるため、従来の、木津中央地区の文

化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの機能を補完する、都市機能施設と住宅地が共存した複合機能ゾーンである「計画建設地ゾーン(C)」を、主として自然科学系の文化学術研究施設でありますとか研究開発型産業施設等から成る、研究開発、先端産業の拠点として学術研究機能の集積を図る「文化学術研究ゾーン」へ変更するものでございます。

以上が、今回の都市計画変更内容についての説明でございます。

続きまして、資料1の最後のページ、13ページをお願いいたします。都市計画変更までのスケジュールについての説明をさせていただきます。

まず、1番目の地区計画(原案)の公告・縦覧でございますが、3月7日から3月22日までの間に縦覧を行い、3月7日から3月29日までの間は意見書の受け付けを実施いたしましたが、縦覧者がお二方、意見書の提出者はなしという結果でございました。次、2番目ですが、城山台にお住まいの皆様を対象としました都市計画変更(案)の説明会を3月10日に開催いたしまして、地元の方1名にご出席いただいております。3番目でございますが、都市計画(案)の公告・縦覧を3月29日から4月12日まで、意見書の受け付けとともに行いまして、縦覧者が1名、意見書の提出者はなしという結果でございました。次に4番目でございますが、一般市民の皆様を対象としました都市計画変更(案)の説明会を3月30日に開催いたしましたが、出席者はございませんでした。

5番目に、本日開催の木津川市都市計画審議会についてでございます。各議案についてご承認いただけましたら、「地区計画」と「特別用途地区」の変更につきましては、市で別途定めております「木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」と、もう一つ「木津川市研究開発地区建築条例」の改正が必要になってきますので、6番目のとおり、その改正議案を6月の定例議会に上程する予定となっております。議会の議決をいただけましたら、7番目のとおり、7月の中旬頃になる予定でございますが、最終の都市計画変更の告示を行いまして、効力が発生することになります。

以上をもちまして、木津中央地区都市計画変更に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○宗田会長

では、ただいまご説明いただいたことにつきまして、審議をしたいと思っております。まず、質問等ございますでしょうか。



公文代さん。

○公文代委員 公文代です。

この変更、なぜ変更しなくてはならないのかというのがきれいな文章で、言葉で書かれておるんですけれども、中身は、実際は何なんですか。その辺がわかればもっと理解しやすいんですけれども。府の都市計画でこの学研の地域が変わったから変えるんやと、こういうことで聞いておるんですけれども、中身をわかる範囲で教えてほしいなど。そうしないと、やはり2種住居であったものが準工になって高さが31mですか、まで変更されるということですので、高度地区の。こういうことで、何が必要なのか、府が言うから都市計画、木津川市がそれに沿うんやと。これ、わかるんですけど、上意下達の都市計画であればそういうことが、私は理解するんですよ。中身あれば、そういうことでなしに理解できるように説明してほしいなど、このように思います。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○事務局(竹谷) 会長、すいません。ただいまの公文代委員のご質問にお答えいたします。

現在、当該地におきまして複数の企業が当該地への進出を検討されていらっしゃる。複数の企業、ともに東証一部に上場されていらっしゃる大手企業でございますし、世界各国に進出され、環境対策にも非常に熱心に取り組まれている企業でございます。本市と連携して企業誘致を行っておりますUR都市機構も、環境配慮への取り組みを理念とし、国にかわって都市再生を担う公的機関でございます。したがって、これら複数企業の本津中央地区への誘致につきましては、問題がないものと市としては考えております。

本市といたしましても、優良な事業用地を確保し、誘致案件に取り組めますことで、自主財源の確保、地域経済の活性化、地元雇用の確保につながるものと考えております。また、企業の立地に際しましても、京都府の学研都市への立地審査、または企業誘致促進専門委員会におきましても審査が行われます。また、当該地を文化学術研究ゾーンとしますことで、景観法の対象にもなっております。本市におきましても、学研都市に立地します研究施設審査会を開催し、環境保全協定を締結いたします。また、企業への助成金につきましても、京都府、木津川市ともに、環境保全への配慮を企業立地優遇制度適用の条件といたしております。

当然のこととしまして、民間住民、周辺住民に対しても説明会の開催をいたします。さら

には、学研都市の次の10年間の指針であります「フォース・ステージ・プラン」では、「世界の知と産業を牽引する都市」、「継続的にイノベーションを生み出す都市」が、新たなビジョンとして位置づけされております。このイノベーションを牽引する大きな戦略として、革新的な研究開発と新産業創出の推進が示されておりますが、これら企業の誘致は学研都市の基本方針とも一致しているということをごさいます、この部分を「第2種住居」から「準工業」に用途変更しまして、企業誘致の促進を図っていきたいということを考えております。

以上でございます。

○宗田会長 ちょっといいですか。今、大分先に進んで説明をしてしまったんで、ゆっくり一つずつやっていきますが、皆さんよく御存じのように、この関西学術文化研究都市というのは30年以上の歴史がございまして、この数年の間に学術研究に関してゆっくり見直していこうという議論がございました。その中で、研究と連携するような製造設備を持つような土地利用もあるだろう。あるいは、情報拠点となるようなことがあるだろうということで、この木津川市都市計画審議会でも、精華町と隣接する部分においてこの新たな土地利用という形で、金融機関のセンターやその立地で議論をしたところでございます。

今回、木津中央地区においても、同じように京都府と地元木津川市とよく相談した上で、この関西文化学術研究都市の建設に関する計画変更というのを行ったわけですが、これに基づきまして、研究も優れているが、こういう新しい技術を使った製造拠点を置きたいという企業を誘致したらどうかという話が進んでいったわけですね。これは今までの中で、この中で、URが所有する今回の対象となる土地に関して、企業の誘致を進めているところであります。そのために、今回その上位計画である「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」の変更に沿って、この地区計画を土地所有者であるURのほうが変更するという。それに伴って、用途地域、高度地区等含めた変更がきているということです。

公文代委員のほうからのご質問は、URの土地利用といえますか、土地に関係した企業誘致がどこまで進んでいるかというようなことだと思うわけですが、それに関して今、課長のほうから説明がありましたように、URがこの関西文化学術研究都市を当初から担った機構であって、この計画変更に伴って、その学術・文化の機能、型を守りながら、新たな計画、それにふさわしい企業誘致を進めているところであります。今、この席で企業名を言う段階にはないわけですが、聞くところによると、URさんの名に恥じないような立派な企業が来て、課

長が今ご指摘になった点は、今後その企業の名前が公開できるようになったら、その先に新たにまた説明会も開きますし、また、環境協定等を十分遵守していただく努力もしますし、住民説明会等で住民の皆さんの意見を聞くように進めておりますと。また、環境配慮に対しては大変熱心な企業であるということもわかっておりますので、その点は十分、URそれから木津川市も配慮しているということを仰りたかったんですね。という一連の流れです。

ちょっと、大庭さんに伺いたい。

○大庭委員 私からは、今、表示していただいているスライド、スケジュールに関して質問をしたいと思います。規定に従って、今回の変更(案)についてこのような説明会が開催されたと思うのですが、いかんせん、参加されてる方々が非常に少ない印象を持ちました。とはいうものの、本日は6名の方の傍聴者もいらっしゃるということで、どのような告知・公告、説明会を開催されていたのかとか、人数に関して何かお感じの点がございましたら、事務局からお知らせいただければと思います。

あわせて、城山台という、ここにお住まいの方に対処されたというふうに、3月10日ですね、書かれてますけども、城山台はイコール木津中央地区ですか。1点だけ質問をお願いしたいと思います。

○宗田会長 あわせて、城山台というのは何人お住まいなんですかね。

○事務局(竹谷) 現在、城山台の計画人口が1万1,000人なんですけども、直近のデータを見ますと3,280名の方がお住まいになってます。

○宗田会長 じゃ、大体3分の1くらいまで達したということによろしいですかね。

○事務局(竹谷) はい、そうです。

○宗田会長 住宅地そのものは、まだ全部はとても埋まってないですよ。半分までいきませんね、まだ。住宅として、半分ぐらいいったの。

○事務局(竹谷) 資料2にA3の大きな縦長の地図、計画図を添付しております。この図面の中心部分にグリーンの絵がございます。これが一般住宅地ゾーン、AとBがございますけども、この部分から順次、今埋まっていったる状況、西のほうから順番に埋まっていったるというイメージでございます。

○宗田会長 じゃ、どうぞ。事務局から。

○事務局(浅田) 失礼いたします。

説明会、公告・縦覧の人数が非常に少ないという印象を私どもも持っておりますけれども、周知の方法といたしましては、3月号の市の広報誌にまず掲載させていただくとともに、ホームページに記事を掲載いたしております。これにつきましては、今までと同じ方法でさせていただいておるんですけれども、地元の方が1名ということで、縦覧につきましてもお二方、お一人の方にそれぞれ見に来ていただいただけで、数につきましては非常に少ないという認識はもちろん私どもも持っておりますし、今後につきましては、よりよい周知の方法をまた検討していきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○大庭委員 わかりました。現在まちがつくられてる、進行形の状況の中で説明会を開催するという事ですので、告知の仕方も工夫が一つ要るのかなというふうには感じました。ただ、規定に従ってやられているので、そこは評価すべきだと思いますし、そのとおりでいいのかなと思います。

私からは以上です。

○宗田会長 よろしいですか。どうでしょう。先ほど、今日は傍聴者の方が6名おられるということとを最初ご案内いただいて、この木津川市都市計画審議会に傍聴者がこれだけおられるのはクリーンセンターのことをやったとき以来ですよ。クリーンセンターがらみの方がお越しになっているとはとても思えないんですが、皆さん、城山台の関係者で、住民であったり地権者であったりするんですかね。違う、いらっしゃってない。

○傍聴者 いわゆる周辺住民。

○宗田会長 周辺住民。

○傍聴者 だから、地権者も含めてなんですが、周辺住民に対して城山台の状況がどう変わっているのか、非常に関心がある。

○宗田会長 わかりました。ありがとうございます。

すいません。私が聞いちゃったんですが、規則では傍聴者に発言を求めちゃいけないことになっております。すいません。今、そういうご質問の内容だったんで。だから、関心をもっている住民が傍聴に来ておられるという事実に関しては今、ご協力いただいて確認をとっていただきましたので、大庭先生のご質問にはお答えさせていただいたということで。ありがとうございます。

はい、どうぞ。酒井委員。

○酒井委員 酒井でございます。

先ほど、公文代さんがお聞きになった点に重なってきます。次長からはご説明いただきました。確かに、経過では、今年の1月14日に京都府が計画を変更したというのが出発になってるようです。京都府の都計審ではありませんから、正式に木津川市の意向を聞くということはなかったかと思うんですが、しかし、それにしてもURと京都府とが一方的に変更するという事は本来あり得ないことです。事前に木津川市に対する打診もあつたらうし、情報提供もあつたらうし、その一部は今、公文代さんの質問に対してお答えになったことやと思うんですが、1点疑問が出ます。

私も、最初ずっと見てたときには何ら問題ないのかなと思っておったんですけども、わざわざ第2種住居地域を準工に変えてまで、立地予定の企業が、ここなんだと場所を限定してきたのか。といいますのは、京大農場の大きな敷地がありますが、その左側にほぼ正方形の準工業地域がさきにあるわけです。例えば、そこへの立地なんかは考えないで、あえてこの商業ゾーンと京大との間の細長いところ、面積は結構ありますけども、ここを、住居地域を準工にするという変更の理由は、公文代さんの質問に対する説明では不十分だと思います。そんなところです。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○事務局(竹谷) すいません。酒井委員のご質問にお答えします。

まず最初に、京大敷地の西側に四角い用地があると仰いました。これにつきましては、平成26年の第15回の都計審の際に、京都大学の大学院の附属農場が立地したことに伴いまして、研究施設を西側に拡大したといった経緯がございます。

それと、用途変更の理由でございますけども、先ほど担当のほうから説明もいたしました。用途変更等の変更を今回ご提案いたします理由としましては、上位計画であります「学研都市建設計画」において、当該地が住宅地ゾーンから文化学術研究ゾーンに変更されたことがございます。国及び京都府が、同計画においてゾーンを変更した理由としましては2つございます。

まず1点目の理由は、住宅需要が減り、施設用地の需要が増えているということがございます。日本の人口は既に減少局面に入っております。世帯数につきましても、平成31年の

5, 305万世帯をピークに減少に転じる見込みで、大幅な増加は期待できません。このようなことから、新築戸数の需要も低迷することが予測されております。具体的に申し上げますと、平成元年の新築戸数は167万戸でございましたが、平成42年には3分の1の53万戸まで減少するということが予測されております。

施設用地につきましては、関西文化学術研究都市の場合は2000年ごろまで企業の進出が進みませんでした。バイエル薬品とかキャノンといった大手企業が撤退するといった時期もございました。そのため、研究機関と大学に限っていた立地規制を2002年に緩和し、研究開発型産業施設、要するに研究機能つき工場やベンチャー企業の進出を促してまいりました。この規制緩和が転機となり、雇用が生まれ、人口が増え、企業誘致も順調に進んでいるという状況でございます。

また、東日本大震災以降、企業におきましては活動拠点の分散化を図っております。東西で検討する際の西の拠点としましては、大阪、神戸とともに京都府南部地域の引き合いが増加しているものの、大型案件につきましては南部地域には大規模画地がなく、また少なく、なかなか呼び込めていないという課題もございます。木津川市としましても、土地利用の間口を広くして民間企業が乗ってくる開発の方向性を出していかないと、インターから最も近い城山台の土地の有効活用を図っていけないと考えております。

もう1点の理由が、当該地は文化学術研究ゾーンとセンターゾーンに挟まれており、住居系の土地利用よりも施設系の土地利用が有効であるということでございます。当該地は、京大農場を含む文化学術研究ゾーンと商業施設が立地しますセンターゾーンの非住居系に挟まれており、同様の非住居系に変更しますことで一体感のある土地利用が図れると考えております。

今、木津川市には大変いい風が吹いていると思っております。京大農場がオープンしましたし、東中央線・天神山線・木津川架橋・清掃センターの建設が始まっております。また、企業誘致も順調に推移しております。この吹き始めているいい風をしっかりと受けとめて、まちの発展の形にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○酒井委員 今、次長の答弁によりますと、私が先ほど申した京大のいわゆる農場の左側に

あるほぼ正方形のこの場所は、京大関連用地として用途は決まっていると、目的が。そういう話でした。私はそれは認識してなかったんで、そこは対象外なんだという説明、京大が予約済みやから新たな企業の立地はないですよという、そんな説明かと聞いたんですけど。

○宗田会長 ちょっと。違うようなので。はい、どうぞ。

○事務局(竹谷) すいません。再度、答弁させていただきます。

平成26年の15回の都計審で、この部分の用途変更のご提案をさせてもらっておりますけども、京都大学の農場が立地しますことに伴って建設用地が減りましたので、その部分を西側へ確保したという経緯があります。

以上でございます。

○宗田会長 だから、今、酒井委員がお尋ねの土地に関しての行方はどうなんですか。

○事務局(竹谷) 現在まだ決まっておりません。

○宗田会長 決まってないんですよ、ここはね。

○事務局(竹谷) はい。

○宗田会長 だから、この南側の逆L字型の土地のほうが、どうも先に売れそうだなということなんです。それはセンターゾーンにより近いから、製造拠点を誘致するにはいいと。それも、そんな大きなスペースを必要とする工場ではなくて、かなり技術集約型の、資本集約型の最新設備を持った研究所にかなり近いような領域なので、この広いところよりも6.2haのところやURもこっちは売りたいかっただけでしょうけど。ということになりますねということです。

○事務局(竹谷) 先ほど、酒井委員からご質問がありました京大の農場西側の正方形の土地でございますけども、現状が調整池として活用されておりますので、ここの活用というのはまだまだ先の話になってくると考えております。

以上でございます。

○宗田会長 そうそう調整池でしたね。だから、これはとても売れるようなものではないわけですね。それで一つ解決しましたね。

○酒井委員 わかりました。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○西岡委員 西岡でございます。

先ほどから聞いてますと、土地利用が動き出すことによって、どうも都市計画の変更がされるように思えてならないんですよ。私が聞きたいのは、今回6.2haが準工業地域になって、高さが31mと。こういうことに変更なるわけですね。その手前に商業ゾーンがありますね。これは高さ制限なしですね。今後、また土地利用が動くことによって変更と。こういうことでは、私は土地利用というのは困ったもんやなあと思うわけです。

だから、このゾーンの今後の変更はあり得ないねんと。その辺はどうなんか。いや、それもまた土地が動き出すと変更もあるんやということやったら、動くごとに都市計画審議会において、本来百年の大計である計画をずっと変えていくという、こんなことではやっぱり困ると思うんですけど、その辺はどうですか。

○宗田会長 どうぞ。

○事務局(竹谷) 西岡委員のご質問にお答えします。

今回ご提案しております当該地の西側にセンターゾーン、薄い赤色の部分がございます。この用途変更につきましては、現在は考えておりません。ただし、立地します企業の面積によりましては、地区計画の変更はあり得ると考えております。

以上でございます。

○宗田会長 ちょっと整理しますと、この学研に関しては50年も前に計画ができて、30年以上前に着工してるわけですね。それで、非常に大きなスパンのもと、要するに百年の大計で関西学研都市をつくらうという。ただ、この間に社会情勢の変化があって、先ほどもちょっとお話があったんだけど、高度経済成長がとまる、バブルが崩壊する、人口減少が本格的に起こってくる、住宅需要が減ってくるとか、いろいろある中で、学研の計画自体もステージプランの方式をとっていて、変わってきている。

で、2002年にというご紹介がありました。従来の研究センターということから一歩広げて、それは産業構造が変わってきたので、日本国内に大きな工場を必要とする時代から、むしろ研究特化型の先端企業を中心になるということで、関西では先端企業が集まってくる。東日本大震災以降、製造拠点を分散するという企業の需要もあり、それからデータベースのような、大きな銀行のデータベースを。そういうことに、適宜ステージプランごとに対応して変わってきている。このステージプランごとに事業を検討し直して、まちのあり方を変えるということは一応、仕方のないことだと。



この大きなステージプランごとの変更の話と、もう一方、今、西岡委員のご指摘になったセンターゾーンというか商業系のゾーンなんですね。これは、城山台あるいは隣接の木津南地区もそうですが、お住まいの方たちも増えてくる中で、商業あるいはサービス業、それと住宅、できれば職場、この3つを、どうバランスよく配置して暮らしやすいまちにしていけるかということが大きな課題なわけですね。

実は私も前から関わっている、この城山台に関しては「農(みのり)のあるまちづくり」といって、農業に親しんでいただきながらまちづくりをしましょうということ、URさん中心に一生懸命旗を振ってきて、JAやましろのご協力もいただいてということですね。だから、ここがそういう地元でとれた野菜の販売ができるようなとか、あるいはイオンが高の原にあって、あそこはまた御存知のとおりアクション計画を持っていて、URの事務所があったところを買収していただくということにする。

その中で、センターゾーンにどういうお店が出るか、どういう可能性があるかということに関しては、URさんもちろん木津川市も段階的に検討してるところでありまして、この間もイオンさんがどういう可能性があるかということを検討していただいたりする。こっちは逆に、ぜひ商業を誘致したいということですね。ただ、相手があることなので、いきなりここに高層マンションをとかと言われたら、もちろんそれは抑える必要があるし、そういう変更はこの審議会でストップする必要があるんですが、商業が出てきたら住民のことを考えてなんとかする。

この商業に関しては、今の高度地区に関しては、この審議会で前に問題になったことがあって、白抜きでいいのか、一定の高さを決めるとかって議論したことがあるんですが、高の原以外のところではその必要ないだろうというので、それ以上進めてないんですが、こんな地区計画で大きな問題になるということは当面はないだろう。ここは商業なので、ここを準工とかにしてしまっただけで、全く商業の余地がないというようなことは多分どなたも賛成されないと思うんですが、この商業施設の誘致に関しては鋭意努力を進めてるということですね。

で、アクションプランに関しては、そういうような製造業なんかに関わるような施設を誘致すれば、商業も立地しやすくなる、通勤人口も増える、住民人口も増えるということなので、商業施設にきていただきたい希望を持ってるといことかなと思うんですけど、違いますかね。

○事務局(竹谷) 当該地のセンターゾーンにつきましては、やはり徒歩もしくは自転車で行ける範囲に生活必需品が購入できる施設が必要であると。コンパクトシティで、考え方は同

じですけれども、そういった方針が非常に便利でいいなというふうに思ってますので、その方針を変えるということは一切考えていません。

以上でございます。

○宗田会長 はい、どうぞ。

○公文代委員 今、会長から説明あって、大体はわかって、おぼろげな部分になるんですけど、確たるものは今、出ておらないんで。出てくるんだろうと思いますけれども。2種住居の部分が準工になれば貼りつく人口というのは、2万坪もありますし、準工であれば何ぼぐらいの人口のぶれが出るという予想をされたんですか。1万1,000という計画人口から見て、変更あるのかないのか。変更あるとするなら、もう二つほどこの道路挟んで2種住居がありますが、こういうとこで高さとか用途とかの変更が起こるのか。この辺がちょっと疑問。

人口計画について思うのと、会長が仰ったように当初から時代が変わって、どんどん変化しているということは私も肌身で、また目でも見ておるんですけども、もともと緩衝地帯っていうんですか、ここでこの細長いものができたわけですわね。そういうとこで初めからわかってる話と違うのかな。これは30年前だったかて、同じような部分があったん違うかなと思う部分で、出たとこ勝負のような都市計画のように思う部分と、時代がそうであんねやから、審議会は町がよくなるんやったら協力しやんなんかなあという、このような部分と。

それともう一つ、先ほど副市長が、住みよいまち、住んでみたいまちっていうのか、長く住んでみたいって、同じようなことですけども、仰ったわけです。そして、やっぱりそうしてくると旧の、ちょっと関連するんですけど、もろ直接ではないですけども、旧のまち、学研ゾーンの関係はどんどん見直しや環境がよくなっていく中で、均衡あるまちづくりというのは政治、行政、また議員さんが仰るわけですね。これ、旧のまちが均衡あるまちになっていったらどうか。ましてや、合併なったときの加茂、山城は均衡あるまちになってきたんやろか。

こう思うときに、都市計画審議会として、またそういう機関も行政として設けないかん。そういうような意見、専門家も入れて検討されないと、格差が何ぼでも広がってしまうんじゃないか。こんなように私が素朴に疑問を感じるここですので、いい解決方法がありましたら、会長、専門家であるんでよろしく。また、行政のほうにそういう備えがあるのか。

それと、ちょっとだけ。震災がありましたので、旧村、今日も西岡委員と回ってきたんです。1種低層の街並みを見てきて、これで天災に対応できるようなまちになっとるんかと、住宅に

なっとなるかと。こういうような部分も大きく疑問を感じましたので、行政のほう、用途変更もやって対応しないといかんの違うかと、このような疑問を感じて、今、課長にもそのようなことを言っておったとこですけど、何かありましたら。

○宗田会長 ちょっと整理します。1つ目が城山台に関するご質問で、2つ目が木津川市全体に関する意見なんですけど、2つ目の問題に関しては、4番の報告事項で京都府の相楽都市計画の開発、保全の方針の変更となりまして、恐らく京都府の相楽都市計画を受けて、この木津川市の我々の都市計画も今後どうするかという検討の中で、新しい地域、それから古い地域の問題をどうするのかと。あわせて、都市マスのときもやりましたが、防災ですね。今回、熊本地震で非常に軟弱地盤というところが、多くの木造家屋があつて多く倒壊したというニュースがありまして、特に都市計画マスタープランのときに見直した内容なんですけど、そういうことを含めてこれは報告事項のときにまた取り上げますので、今は前半のご質問に答えていただくということでお願いします。

○事務局(竹谷) 公文代委員のご質問に、まず1点目のご質問にお答えいたします。

当該地の人口減は一体どの程度なのかというご質問でございます。学研都市の建設計画では、木津地区全体で3万3,000人を想定しております。今回、この地区の用途見直しによりまして、学研の建設計画の人口を3万2,000人と1,000人減にしておりますが、細かい正確な数字を申し上げますと700名の減ということでございます。ただ、全体で木津地区3万2,000人ですので、この減少につきましてはあんまり影響はないものと考えております。

以上でございます。

○公文代委員 結構です。後であるということですので、2番目のことについては議論したいと思えます。

○宗田会長 1番目の今の住宅の減に関してもう一つ重要な点は、この第2種住居地域はここ以外にもあると。この西側の木津駅寄りの部分にもあると。ここの土地の行方はどうなるんでしょうねということがあつて、ここは準工になりにくいとは思いますが、仮にこのまま、住居系のCなんで、いくのかということなんです。根底にあるのは、URさんとしては、住宅って今後どのくらい売れていって、どの辺で、さっきご説明にもあつたような新築着工数が急速に減ってるという影響が出てくるかですよね。

城山台は、一番新しいというか分譲が始まったところなんで、地元地権者の皆さん方も含めて、今後ここにどれだけ着工が起るかということに大変関心を持って居るわけですが、URさんの場合は、とりあえずこの6.2haの土地に関しては目途がたったと。URとしても、国からも強く指導されて居ることもあり、早く分譲しろという要請がある、必要性があったんでしょから、それでここはこういう形に変更したという。

それから、ちょうど土地需要のというか住宅需要の今ピークを超えたあたりなもんですから。ずっとコンスタントに増え続けるという時代だったら得をし、それに百年の大計を充てるということも簡単だったんだけど、こういう難しい時期に今後どうなるかということはかなり難しいでしょうね、判断するとき。都市計画としては、大きな計画をきちっと踏まえた上で個別の変更に関しては対応することになると思うんですけど、今、ちょうどそういう時期なんで。URさんに「どういうお考えですか」とここで参考人招致でもして聞いてみたいところですけど。逆にURさんのほうも、そこは分かりにくいんだと思いますね。

○事務局(竹谷) 今、会長からお話がありました、西側の第2種住居地域のエリアにつきまして若干ご説明いたします。

皆さん御存じのとおり、UR都市機構は平成30年をもちましてニュータウン事業から撤退するというございます。平成31年3月31日をもってニュータウン事業から撤退しますことが閣議決定されて居ります。従いまして、今、UR都市機構は土地の処分を非常に急いで居るといった状況で居ります。西側の第2種住居地域につきましても非常に活発に営業活動をされて居りまして、順調に営業活動が進んでいけば、年内もしくは来年中には土地利用が見えてくるということかなと居ります。

以上で居ります。

○宗田会長 ということは、そう遠くないうちにもう一回、用途変更をこの審議会にかけられる可能性があるかと仰居るわけですか。

○事務局(竹谷) 用途変更は居りません。この用途の中でできることを居ります。

○宗田会長 用途変更は居らないということですね。ありがとうございました。それが質問に対する答えですね。

○公文代委員 すいませんけど、これ、2種住居の場合、集合住宅をURは予定居るのか、このままの2種住居で利用しようとして居るのか。営業活動を活発にや居るということを聞いて

たんで、集合住宅を勧められておられるのか、この辺はどうなんですか。

○事務局(竹谷) 公文代委員の再質問にお答えいたします。

活発に営業活動をされておりますけども、個別も集合系も全て含めて営業活動をされております。まだ決定はしておりません。

以上でございます。

○公文代委員 わかるんですけど、個別の住居と集合住宅とでは全然、人口もまたこの商業地域にも大きく影響する部分が出てくるんじゃないかと思うので、注視して見ていかないと。任せといたら、URが言うてきたらやむを得ん、審議会で諮ろう、このような形になるやもわかりませんので、この辺しっかりとコミュニケーションをとって、連携をとって行政とURとやってもらわないと、全然違った形が生まれるんじゃないかと、このように思います。

○事務局(竹谷) しっかり連携とって進めてまいります。

○宗田会長 ここは第2種住居でしたっけ、西のほうは。準住居、第2種住居。

○事務局(竹谷) 第2種住居です。

○宗田会長 第2種住居ですから、ぎりぎりの範囲までの建ぺい・容積を使った集合住宅で売れるというのが一番いいんでしょうが、相手のあることなので。URとしても、それが一番有効ですからそれを目指してるんだと思うんですが、ちょっと厳しい状況の中でどういう買い手さんが見つかるかということに対する指摘なんですけれども。それを、今、我々が審議しているような準工業用途地域が必要になるような対応はしてないということで一応止めておきましょう。これは準工だけの問題ではないと思いますが、いろいろ周りとしても関心が高いということで、そこは2種住居ということていくということを確認したわけですね。

どうぞ。井上さんですか。

○井上委員 連携とか調整という話がいろいろ出るとのご説明が事務局からあったんですけども、具体的にどういう形でそういう組織があるのかよくわからないんで、企業立地とか住宅とかURさんがいろいろ公募してはるんですけども、具体的に木津川市としては公の場でアクセスするそういう組織があるのか、どういったことで調整されているのかというのを教えていただきたいと思うんですけども。

○宗田会長 立地企業との間のということですか。

○井上委員 そうですね。立地、要するに地区計画にしても何にしても、制限をかけてるのは

ここで制限をかけるだけなんです。具体的にどういう企業さんがとかいうのは情報としては入ってくるんですけども、それをどういう形で木津川市としてコメントしたりとか意見が言えるのか。それはオフィシャルなんかノンオフィシャルなんか、いろいろあると思うんですけども。

○宗田会長 今は木津川市都市計画、行政主体であって、土地の所有者はURさんですよ。そのURさんが今後、企業に土地を売りますと。そうすると所有者が、地権者が企業にかかります。その企業が地権者になった段階で。

○井上委員 いろいろ今、聞いてると、いろんなあるということ、情報は入れてられるんですけども、木津川市として意見を言えることができるのか。それとも、意見が言えなくて単に情報収集してコミュニケーション。

○宗田会長 いやいや、さっきのご説明にもあったんだけど、企業に対してはまた別の枠組みで。

○井上委員 何かやられてるって言われてましたね。

○宗田会長 そこをもう1回説明してください。

○井上委員 その辺の仕組みを教えていただければと思うんですけども。

○事務局(竹谷) 企業誘致の仕組みでよろしいですかね。まず、企業誘致につきましてはUR都市機構、京都府、京都府のほうは学研都市を担当してます部署で都市計画課、それと企業立地の3つの担当がございますけども、これが連携を図っております。木津川市のほうも3つの部署が連携を図っております、学研都市を担当しております学研企画課、それと観光商工課、これは企業立地を担当しております。それと建設部都市計画課。この3つが連携して企業誘致を図っているという状況でございます。

○井上委員 それは何か意見交流会みたいな感じでやられて、決めるのは当然、地権者であるURさんが売るということで、最終決定はURさんがされるということなんですかね。

○事務局(竹谷) 最終決定は、審査会というものを持ってますので審査会での最終決定というふうになってまいります。

○井上委員 審査会で、そういうのを。

○事務局(竹谷) はい。

○井上委員 結構です。

○宗田会長 企業が立地してからは、工場をつくってるとか、そういうことに関して、今度は都

市計画ではなくて、その企業の公害等の問題に関してはしっかりと、環境問題に関しては木津川市で対応するということですね。

○井上委員 わかりました。そういった形でも、十分調整というところで仕組みがあるということですね。

○事務局(竹谷) 何重にも調整はしております。特に環境配慮につきましては非常に厳しい調整を図っております。

以上でございます。

○宗田会長 そこはご安心していただいていた方がいいかと。

片田委員、どうぞ。

○片田委員 片田でございます。よろしくお願いします。

先ほどから城山台の計画人口についてと、この新しい用途等の変更についての議論をされているんですけども、まず計画人口は当初1万1,000人だったんですけども、後期マスタープランの見直しのときに1万人になっています。そうですね。1万人に変更されていると思いますので、確認をよろしくお願ひしたいと思います。私自身はこの変更の図案を見たときに、よかったなあと思いました。というのは、センターゾーンが高さ制限がなく、青空天井で何メートルになるかわからないというような状況の中で、その後ろに住宅が建つという図柄を最初見たときに、すごく不自然だなあという感じを覚えたんですね。

ですから、今回変更があつて、ここに準工のものが建つ、研究所が来るということは、まちづくりの概念から見ると当然であろうというような思いがしました。なぜ、ここに低層住宅が建つような絵柄が最初できたのかなあつて、そのほうが逆に不思議だなという感想を持っていましたので、ここが準工になることは、私としましてはいいことだなと思いました。

それと、先ほどからまちづくりのことを諸般に感じていろいろご意見が出ているんですけども、やはりいつも宗田先生がおっしゃってるように、人口減少はいずれ来るだろうというようなことを考えますと、住宅を建てるよりも準工にしておいたほうが、まちの運営上を考えますとそのほうがいいかなという、個人的な思いですが、感想として持っております。ですから、私自身は、経緯はどうであれこのほうがよかったかなという思いを持っております。

以上です。

○宗田会長 ありがとうございます。

高度地区は31mということになってるんですけど、資料2の最初に載ってますが、これは準工業にするんで高度地区を31mに変更したということであって、恐らく31mの高さの建物はないと思います。だから、15メートルでも多分高さ的には十分だったんですが、用途地域と高度地区の連動をとるということもあったというので。実際、多分10mぐらいの高さでいいんじゃないかなと思います。とはいうものの、仰った住居系の地域よりも、ということからすれば。どうぞ。

○事務局(竹谷) 片田委員のご質問にお答えします。

まず人口減、1,000名減った理由から順番に説明させていただきます。5ページの用途地図をご覧ください。先ほど酒井委員からもご質問がございましたけども、京大の農場西側に四角い場所がございます。従来、ここは住居系であった場所なんですけども、ここが平成26年の第15回の都計審で準工部分に変更しております。この部分の人口が1,000人でしたものですから、1,000人減ということになっております。

それと、本市の高さ制限でございますけども、木津川市の場合、高度地区が用途地域と連動する形で指定されております。別途、必要に応じて地区計画によって高さ制限をしている部分もあるんですけども、基本的には用途地域と高度地区が連動しているということでございます。

○宗田会長 ありがとうございます。

どうでしょう。そろそろ1時間近く議論したことになるんですが。他にご質問、ご意見がないようでしたら、この案件に関してそろそろお諮りしたいと思います。よろしいですか。

じゃ、議案第47号から第50号になります、用途地域・高度地区・特別用途地区・地区計画の変更(案)に関しまして、審議会として一括してお諮りするという形でご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○宗田会長 では、異議なしということで、議案第47号から第50号につきましては原案どおり承認します。ということで、議事は終わりです。

では、続きまして、報告案件です。「相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、事務局からご報告をお願いします。

○事務局(浅田) 失礼いたします。



続きまして、報告案件の「相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、報告させていただきます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれ、都市計画区域ごとに京都府が広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針となっており、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示すものでございます。木津川市においては、隣の精華町とともに相楽都市計画区域とされており、木津川市の都市計画マスタープランの上位計画にあたるものでございまして、これに即して市のマスタープランも策定しております。

社会動向でありますとか都市基盤施設の整備等の都市の状況変化を考慮して改定され、今回は都市基盤の整備目標を平成27年から平成37年に見直しがされております。また、今回、主な事項としましては、宇治木津線でありますとかクリーンセンターなどの都市施設の整備が追加されております。

なお、お手元の「相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」につきましては、平成28年3月末に開催されました京都府都市計画審議会におきまして可決された内容でございますが、国との協議が調い、4月21日付で国の同意が得られたと聞いておりまして、今後、京都府において5月10日付の告示を目指して、現在、事務手続きを進められておりますので、現在は資料に(案)がついておりますことをご了承いただきたいと思っております。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

○宗田会長 ありがとうございます。

この件に関しまして、今後、木津川市として、こういう方向で考えたいというようなことがあったら、ここでご意見を承っておきたいんですが、いかがでしょうか。

○公文代委員 先ほど会長のほうから、後でするからということで質問した中で、実は旧村と学研の関係の地域と大きく格差が出てきたんじゃないか。まして合併なってから先ほどの繰り返しですけど、山城、加茂地域と旧木津町との格差が、学研の地域はどんどん人口が増える、あとはどんどん減少していってると。この辺のことについて、やはりまちづくりとして何らかの手を打たないと、旧木津町だけが住みやすいまちになって、あとの2町は不便さを感じながら生活する、過疎化していく。

この辺を行政はどのように思っておられるのか。この辺を検討課題として何とかしないと、防災を含めてですが、大変問題が出てくるんじゃないかと。ましてや、もう一方では宇治木津線が新しくできてきた。この辺も、前から言ってるように防災関係を含めて慎重にやっておかないと、我々のとこ、山城ですが、現実には天井川抱えて水害をこうむって、死者もたくさん出たところですので。府は、宇治木津線が進展したんやっということですので、この辺、行政は防災も含めてどのように考えておられるのか。旧と新っていうのか、木津と旧2町との格差をどのように捉えておられるのか教えてください。

○事務局(竹谷) 公文代委員のご質問にお答えいたします。

木津川市の人口、旧3町別の人口を見てまいりますと、旧加茂町の人口といたしますのは平成2年がピークです。そこから微減しております。旧山城町の人口を見ますと、昭和58年がピークで、加茂町よりも早いペースで人口が減っていると認識しております。

あと、旧木津町でございますけども、旧木津町はニュータウンを除きます旧村っていうんですか、の部分の人口というのはほぼ一定、1万6,000人前後をキープしてございます。ニュータウンを見ていきますと、兜台、相楽台につきましては平成20年あたりからほぼ平行、増えもしませんし減りもしません。木津川台につきましても、平成24年あたりから平行のまままで推移していると。城山台につきましては、継続的に急激に人口は増えていってると。こういった状況があったというふうに認識しております。

ただ、旧3町のバランスをどのようにとっていくかということでございますけども、当然都市計画においては、この前の都市マスの中にも対策を書いておりますけども、木津川市としましては、平成27年10月に作成いたしております「木津川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、この中に合計6つの基本目標があったと思いますけども、この6つの基本目標を実行することで3町のバランスをとっていきたいということだと考えております。

以上でございます。

○宗田会長 もうちょっと具体的にその6つのことを言えますか。

○事務局(竹谷) はい。基本目標というのは合計6つございます。まず、1点目の基本目標といたしますのは、学研都市を生かした活性化を図っていこうと。また、都市の近郊農業の振興と活性化を図っていこうと。また、企業誘致・立地による雇用と仕事の場をつくっていこうと。ということでございます。今回、企業誘致の担当部署が学研企画課から観光商工課に移

っております。これも、学研地区だけではなくて一般の市街地でも企業誘致を図っていかうといった意図があつて、こうした組織の見直しを図つたということでございます。

基本目標の2つ目が交流人口の増加。地域住民による地域活性化と観光を展開していかうということでございます。歴史遺産の保全とか観光地の回遊システム、こういったものを充実していかうまちづくりの発展につなげていきたいということが目標でございます。基本目標の3が、子育て支援ナンバーワンを目指した施策の充実でございます。子育て支援を充実しまして人口を取り込んでいくということを考えております。

基本目標の4が、小さな拠点を生かした個性と魅力ある地域コミュニティの充実でございます。地域公共ネットワークの充実、要するに旧3町を結ぶような公共ネットワークの充実した公共施設の有効活用を図っていく。また、伝統的な街並みとか景観の保全と活用を図っていかうということが基本目標の4つ目。

基本目標の5つ目は、地元教育機関や企業と連携を図ってまちを活性化していかう。これは京大の大学院の農場が立地いたしましたので、ここと連携を図っていきたいということ。それと、立地企業との連携を図っていきたいということでございます。最後の基本目標の6つ目でございますけども、これはまちづくりに取り組もうとする人材の支援・創出を図っていかうということでございます。多様・多彩な人々のつながりのあるまちづくりを実現していく。また、情報サイトを設置して移住とか定住の促進を図っていかう。こういったことを考えております。

こういったことで、旧3町のバランスを図っていかうと考えております。

以上でございます。

○宗田会長 ありがとうございます。

3町のバランスということ仰つたし、公文代さんも均衡ある3町の発展というのがあると思うんですが、これは合併するときの一つのお約束だということだろうと思うんですね。とはいふものの、学研地域、新しくなつたまちと旧村である山城、加茂の将来像というのは、明らかに違ふわけですね。今のやり方でいくと、学研は学研で人口減少に対してどう対応すべきなのかということと、山城、加茂に関しては旧村が生き残っていくためにどうなるかという話だと思うんですが、例えば京都府全体では丹後とか中丹、南丹という、もっと過疎化の厳しいところを抱えています。それで山田知事のリードのもと、「海の京都」で丹後を元気にし、全国

植樹祭があるんで、今、中丹を対象に「森の京都」ということをやってまして、山城では「お茶の京都」というのを、私も関わっているんですが、大変力を入れてるところです。

それは、山城、加茂の向こうにある和束とか笠置とかもって深刻なところがあるものですから。それから宇治田原とかというのがあって、そこを含めてなんですけど山城はお茶に関しては非常に重要なポジションにいるところでありまして、加工場、福寿園さん中心にそうですね。それから、街道沿いの街並みというのもありまして、宇治茶の世界遺産登録に関しても御配慮いただいているところですが。そういう取り組みに関しても、観光の話とか交流人口の話があったんですが、より積極的に山城のよさを出して、すぐに取り組んでいただければと私も強く望んでるところですので、そちらの方向でまちづくりを考える機会があればいいと思っています。

また、景観法ですとか歴史まちづくり法とか、歴史について行動計画をつくるかという報告が、今後の課題として出てくると思いますが、学研中心に対応してきた木津川市のまちづくり都市計画が、これからはそちらの景観とか歴史まちづくりに目を向けていただくようにここに一言取り上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

○山本和委員 山本でございます。

報告の欄、相楽都市計画の1ページの上から5行目なんですが、一応、近年は京奈和自動車道及びJR等々となってまして、過去の経緯があります。そして、最後のほうに都市づくりが期待されるとありますけれども、一応、都市計画の目標という項目でありますので、この京奈和道、JR奈良線以外で、例えば整備新幹線もしくはリニア、これは全然考慮には入っていないということによろしいですか。

○事務局(竹谷) 山本委員のご質問にお答えします。

リニアにつきましては、都市マスの見直しの際にお話しさせていただきましたけども、木津川市としては都市マスの中に盛り込みたいという意向でございました。ただし、京都府のほうで京都市内に新駅の設置を要望活動されてますので、今回は見送ったという経緯がございます。

以上でございます。

○宗田会長 整備新幹線は。

○事務局(竹谷) 新幹線については全くまだ考えておりません。

○山本和委員 整備新幹線も京都駅から南下して学研都市を通過して、天王寺もしくは関空にという案があるとか聞いてます。それは全く案自体も承知されていないという理解でいいですか。

○事務局(竹谷) そこまでの知識はまだ持っておりません。申し訳ございません。

○宗田会長 ここ数日の間も、自民党さんのほうでは地元選出の国会議員、参議院さんを中心に活発な動きがあったようですが、そういうことは新聞では報道されていますが、まだまだですよね。よろしいですか。

では、一応、報告事項も終わりましたので、議題の「その他」について事務局からお願いします。

○事務局(浅田) 失礼いたします。

次回の都計審についてのご連絡なんですけれども、今のところまだ予定はしておりませんが、生産緑地の指定申し出を5月中に受けることとしております。もし、指定案件がございましたら、次回の審議会を、秋頃になると思われませんが予定しております。詳細や他の案件が入りましたら、また文書で別途ご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、委員の皆様につきましては、昨年度3回にわたりご審議いただきました「木津川市都市計画マスタープラン後期計画」がおかげさまで策定できましたので、封筒に入れてお手元にお配りしております。お荷物になりますけれどもお持ち帰りいただいて、ご参照いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○宗田会長 用意した議題は全て終わりですが、何かご発言があれば、よろしいですか。

では、終了させていただきます、進行を事務局にお返しします。

○司会 会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、若狭部長がご挨拶申し上げます。

○事務局(若狭) 失礼いたします。建設部長の若狭でございます。

宗田会長を初め、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、慎重かつ活発なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日、ご審議いただきました内容に基づきまして、今後の都市計画事務を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、引き続きましてご支援、ご協力を賜

りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、皆様方のご健勝とますますのご活躍を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。


本日は、誠にありがとうございました。

○司会 それでは、以上をもちまして、本日の木津川市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

この議事録が正確であることを証するため、会長並びに議事録署名人はここに署名捺印する。

平成28年7月7日

会長

宗田好史 

平成28年7月13日

署名委員

尾崎忠教 